

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 3 年 6 月 1 日 至 令和 4 年 5 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 中嶋クリニック
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市三原 2 丁目 1 1 - 5 0

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成 7 年 2 月 20 日

- (4) 設立登記年月日 平成 7 年 3 月 6 日

- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	中嶋 眞	中嶋クリニック 管理者
理 事	中嶋 みどり	
同	寺田 栄二郎	
同	中嶋 大	
同	中嶋 ひかり	
監 事	中嶋 力	

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人中嶋クリニック	長崎県長崎市三原2丁目11-50	無し
/			
/			

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
通所介護事業 介護予防・日常生活支援総合事業	長崎県長崎市三原2丁目2-4	
/		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
/		
/		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和 3年 7月 11日 令和2年度決算の決定
- 令和 4年 5月 3日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定
- 令和4年度の役員報酬の決定

法人名 医療法人 中嶋クリニック
 所在地 長崎県長崎市三原2丁目11-50

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
 (令和4年 5月 .31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	41,506	I 流動負債	32,825
II 固定資産	58,674	II 固定負債	99,450
1 有形固定資産	54,735	負債合計	132,275
2 無形固定資産	1,165	純資産の部	
3 その他の資産	2,774	科 目	金 額
		I 資本金	8,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	△ 40,095
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	△ 32,095
資産合計	100,180	負債・純資産合計	100,180

法人名 医療法人 中嶋クリニック
 所在地 長崎県長崎市三原2丁目11-50

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 3年 6月 1日 至 令和 4年 5月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	94,808
2 事業費用	106,536
本来業務事業損失	11,728
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	27,827
2 事業費用	24,020
附帯業務事業利益	3,807
事業損失	7,921
II 事業外収益	1,443
III 事業外費用	1,148
経常損失	7,626
IV 特別利益	96
V 特別損失	531
税引前当期純損失	8,061
法人税等	72
当期純損失	8,133

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

1. 5. 8

法人名 医療法人 中嶋クリニック
 所在地 長崎県長崎市三原2丁目11-50

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和4年 5月 31日現在)

1. 資 産 額 100,180 千円
 2. 負 債 額 132,275 千円
 3. 純 資 産 額 △ 32,095 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	41,506
B 固 定 資 産	58,674
C 資 産 合 計 (A+B)	100,180
D 負 債 合 計	132,275
E 純 資 産 (C-D)	△ 32,095

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人 中嶋クリニック
理事長 中嶋 眞 殿

私は、医療法人中嶋クリニックの令和3会計年度（令和3年6月1日から令和4年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年 7月 23日

医療法人 中嶋クリニック

監事 中嶋 力

